

三重県指定史跡津城跡（お城公園）  
整備活用（第1次）計画

令和8年2月

津市教育委員会



## 目次

第1章 整備活用（第1次）計画の概要	1
第1節 計画の位置づけ	
第2節 計画策定の経緯	
第3節 本計画の対象範囲	
第2章 史跡の概要と本質的価値	2
第1節 津城跡の概要	
第2節 津城跡（お城公園）の本質的価値	
第3章 津城跡（お城公園）における早急に対応すべき課題	3
第1節 城郭に伴わない施設	
第2節 旧津市公園会館の除却	
第3節 お城公園内の樹木管理	
第4章 第1次整備内容・スケジュール	4
第1節 津城跡内の喫緊の課題解決のための整備	
第2節 第1次整備内容	
第3節 第1次計画整備スケジュール	
第5章 今後の方向性	6
第1節 津城跡の本質的価値向上のための今後の計画への反映	
第2節 今後の方向性	
添付資料	
【図1】「三重県指定史跡津城跡保存管理計画」45ページ「第3章 保存・管理」 で定めるゾーン区分	
【図2】整備対象範囲	

## 第1章 整備活用（第1次）計画の概要

### 第1節 計画の位置づけ

本計画は、「三重県指定史跡津城跡保存管理計画」（平成21年3月策定。以下「保存管理計画」という）を基本とし、今後4年間における史跡内の現状変更を伴う整備及び史跡の活用計画について定める。

### 第2節 計画策定の経緯

平成17年3月17日に三重県史跡に指定された津城跡は、築城から400年以上を経た津市のシンボリックな史跡である。史跡指定地内には城郭に伴う遺構として本丸や西之丸の石垣と内堀の一部が現存し、特に本丸に残る高石垣は藤堂高虎による修築によるもので、石垣や内堀は城跡を特徴づける代表的な遺構として適切に保存する必要があることから、平成21年3月に保存管理計画を策定し、平成21年度から23年度にかけて石垣詳細レーザー測量調査を実施するなどして遺構の保全に努めてきた。

その一方で津城跡は、昭和40年代に津市戦災復興記念事業として日本庭園や西洋的な噴水設備等を有する公園として整備され、中心市街地の都市公園（お城公園）として市民の貴重な憩いの場として、市民の交流の場となっており、都市部の緑化空間を形成している。

公園整備から50年以上が経過し、また県史跡指定から約20年が経過した現在、史跡指定範囲内の公共施設の解体等、保存管理計画を策定した当时には想定していなかった状況変化に応じ、喫緊の課題を解決するための整備計画を策定する。

### 第3節 本計画の対象範囲

#### （1）目的

史跡指定範囲内における旧津市公園会館（旧津市社会福祉センター）建物除却後の跡地整備及び市民の利用が多い公園エリアの整備活用について計画する。

#### （2）対象範囲

##### 【史跡指定範囲内（Aゾーン）】（注1・図1）

- ①本丸エリア（本丸広場）
- ②本丸南石垣前・天守台前エリア（南東広場）
- ③本丸北側内堀エリア
  - a)北東広場 b)北西広場

##### 【史跡隣接地（Bゾーン）】（注1・図1）

- ④駐車場

#### （3）対象期間

令和7年度から令和10年度まで

（注1）ゾーニングは保存管理計画中「第3章保存・管理」（45頁）で定めるゾーン区分による

## 第2章 史跡の概要と本質的価値

### 第1節 津城跡の概要

- (1) 名称 三重県指定史跡 津城跡
- (2) 指定日 平成17年3月17日
- (3) 所在地 津市丸之内5番1
- (4) 面積 35,085㎡(都市公園「お城公園」)
- (5) 所有者 津市

### 第2節 津城跡(お城公園)の本質的価値

#### ① 歴史的価値

天正8(1580)年頃に織田信包によって創建されたとされる津城は、その後富田氏を経て慶長13(1608)年に入府した藤堂高虎によって城の拡張及び内堀、外堀を整備するなどの大改修が行われた。明治維新以後、近代的な市街地の形成とともに城地は徐々に狭まったが、現状では本丸、西之丸と内堀の一部が残されており、石垣の一部に改変はあるものの旧態を保っている。

#### ② 観光資源

公益財団法人日本城郭協会が平成29年に発表した「続・日本100名城」に選定されるなど、津城跡への注目度は高まっており、特に石垣の眺望を期待する来訪者が多い。また、江戸時代の祭礼を発祥として例年10月に開催される「津まつり」でも史跡周辺地域を中心に開催されているなど、本市の貴重な観光資源のひとつである。

#### ③ 都市公園

津城跡はその史跡指定範囲全域が都市公園「お城公園」の区域でもある。昭和40年代に現在の都市公園として整備され、以後50年以上にわたり中心市街地における緑化空間として、また市民の憩いの場、交流の場として親しまれている。

#### ④ 城跡を中心とした市街地

明治以降、津市の市街地は津城外堀と内堀が徐々に埋め立てられることによって形成された経緯がある。現在でも史跡周辺は官公庁のほか数多くの企業、商店等が立地し、城跡を中心とした都市空間が形成されている。

## 第3章 津城跡（お城公園）における早急に対応すべき課題

### 第1節 城郭に伴わない施設

史跡指定範囲であるお城公園内には公園施設、観光施設、顕彰施設など142箇所（※保存管理計画48頁）の城郭に伴わない施設が存在する。都市公園としての整備から50年以上が経過し、各施設の老朽化等に伴う対応が必要である。

#### 1 噴水設備

昭和40年代に津城跡が近代的な都市公園として整備された際、当時の市章を模した形状の噴水が設置され、長年公園のシンボルとなっていた。経年により噴水の装置が故障し、その機能を果たせないまま長期間が経過している。

#### 2 遊具

本丸南石垣前エリア（南東広場）と本丸北側内堀エリア（北東広場）は児童公園として整備されて以来、遊具が配置されている。保存管理計画（51頁）では「既存の施設は当面現状維持とし、原則として新たな施設の設置は認めない。」としていることから、県史跡指定後は新たな遊具等の設置は行っていない。

#### 3 工作物

指定史跡内に現存する工作物は、市政周年記念等で設置されたもの、各種団体の記念事業として寄贈されたもの等、個々の経緯がある。城跡との関係性や藤堂高虎公顕彰の趣旨など、史跡の価値を高めるか否かの視点に立って慎重に対応していく必要がある。

### 第2節 旧津市公園会館の除却

昭和46年に建設された旧津市公園会館（旧津市社会福祉センター）は耐震診断調査の結果、耐震性が不足しており、また老朽化が著しいことから平成29年1月に策定した津市公共施設等総合管理計画において解体撤去することとされた。当該建物は石垣から、5メートルから6メートルの位置に存在することから、振動等による石垣の変動のおそれ等を考慮し、十分な検討と調査を行った上で令和7年度中に除却を行い、除却完了後は城跡南東側の石垣の眺望が大きく変化することから、除却跡地の整地については史跡の価値を高める視点からの整備を行う必要がある。

### 第3節 お城公園内の樹木管理

津城跡の景観を形成している石垣上のマツは、主に明治期に植樹されたものである。令和2年度、令和6年度に樹木医診断を実施した結果、枝葉が減少して成長が鈍化している可能性が指摘されている。また根の肥大により石垣の孕みを生じさせる等の影響を与えていることから、伐採・剪定等を適切に行い管理していく必要がある。

公園内の各箇所にはサクラ（ソメイヨシノ）が現存し、昭和40年代の公園整備当時に植樹されたものは樹齢50年を超過している。樹木医診断結果に基づき樹木内部の空洞化や枯死等が指摘されたものについては、安全面を考慮して適切に除去や剪定などの管理をしていく必要がある。

## 第4章 第1次整備内容・スケジュール

### 第1節 津城跡内の喫緊の課題解決のための整備

第1次整備においては、旧津市公園会館の除却に伴って新たな石垣の眺望が臨めることを契機として、史跡の価値を高めるとともに史跡内の喫緊の課題解決のための整備について定める。

また、令和7年度において新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業の採択を受けたことにより、自主性と創意工夫に基づく地域の多様な主体の参画を通じた取組を進める。

### 第2節 第1次整備内容

#### (1) 共通事項

- ・ 史跡に直接関連しない遊具は撤去する。
- ・ 樹木は風致に配慮した上で整理し、必要に応じて伐採する。遺構に直接影響を及ぼす場所への新たな植樹は行わない。
- ・ 整備にあたっては事前に試掘調査及び必要に応じて工事立会を実施する。
- ・ 城跡の歴史的な価値を顕彰するための説明板を設置する。
- ・ 在りし日の津城のすがたを画像で体感できるよう、VR／ARアプリを導入し、津城跡の歴史などについて情報発信を行う。

#### (2) 各エリア別整備内容

##### 【史跡指定範囲内（Aゾーン）】

##### ①本丸エリア（本丸広場）

- ・ 城郭の中心部である本丸の広がりを感じられるエリアとする。
- ・ 中央に位置する噴水設備を撤去する。噴水跡地は平面とする。

##### ②本丸南石垣前・天守台前エリア（南東広場）

- ・ 天守台から月見櫓まで石垣の壮大なパノラマが一望できるエリアとする。
- ・ 旧津市公園会館除却跡地と、既存の公園とを地続きに一体的に整地を行う。
- ・ 史跡見学者及び公園利用者の便宜を図るための便益施設を設置する。  
（多目的トイレ、おもいやり駐車場、熱中症対策等）
- ・ 石垣下に遺構（犬走）が存在する可能性があることから発掘調査を行い、その結果得られた知見を整備に活用する。

##### ③本丸北側内堀エリア（北東広場、北西広場）

- ・ 石垣と内堀が調和する眺望を臨む、歴史的風景を感じられるエリアとする。
- ・ 内堀の角を埋め立てて造成されたエリアであり、現在は北東側が児童公園、北西側は遊歩道のある小公園となっている。史跡として、本来の内堀の広がりを表現するとともに、かつ北側石垣の眺望を臨めるよう、空間を活かした整備を行う。

##### 【北東広場】

- ・ 既存の施設は撤去して平面的に整地を行う。
- ・ 間近に石垣が臨める環境を活かすため、既存樹木の整理を行う。

### 【北西広場】

- ・北側石垣の眺望が臨める環境を活かすため、既存樹木の整理を行う。
- ・既存の花壇等は撤去し、平面的に整地を行う。

### 【史跡隣接地（Bゾーン）】

#### ④駐車場

史跡見学者の利便性の向上を図るため、平面駐車場を史跡指定範囲隣接地（津市公用車駐車場敷地）に整備する。

### 第3節 第1次計画整備スケジュール

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（※）を活用した整備事業

※令和8年度以降は「地域未来交付金（地域未来推進型）」

令和7年度	市民の意見を反映させた公園デザイン案作成 「津城跡（お城公園）整備事業」基本設計
令和8年度	実施設計、試掘調査（本丸南石垣前）
令和9年度	本丸南石垣前・天守台前エリア（南東広場）整備工事 駐車場（Bゾーン）整備
令和10年度	本丸エリア、本丸北側内堀エリア（本丸広場、北東広場、北西広場）

## 第5章 今後の方向性

### 第1節 津城跡の本質的価値向上のための今後の計画への反映

今後の津城跡の活用及び整備にあたっては、第1次計画で示した史跡の本質的価値向上のための整備内容を反映した個別計画を策定し実行するものとする。

### 第2節 今後の方向性

#### ①歴史的価値の向上

保存管理計画に基づき史跡の本質的要素である石垣、内堀の適切な保全と管理によって次世代へ史跡を継承するとともに、史料及びこれまでの現地調査によって得られた知見を活かした整備を目指す。史跡指定範囲であるAゾーンについては都市公園として整備された経緯に鑑みてエリアを区分し、それぞれの特徴を活かした整備を目指す。

#### ②観光資源としての魅力向上

史跡見学者にとっての便宜を図るため動線を確保するよう努め、必要に応じて便益施設を整備する。史跡の案内板や表示等の新設または更新を行うとともに、津城跡に関する情報等を発信していく。

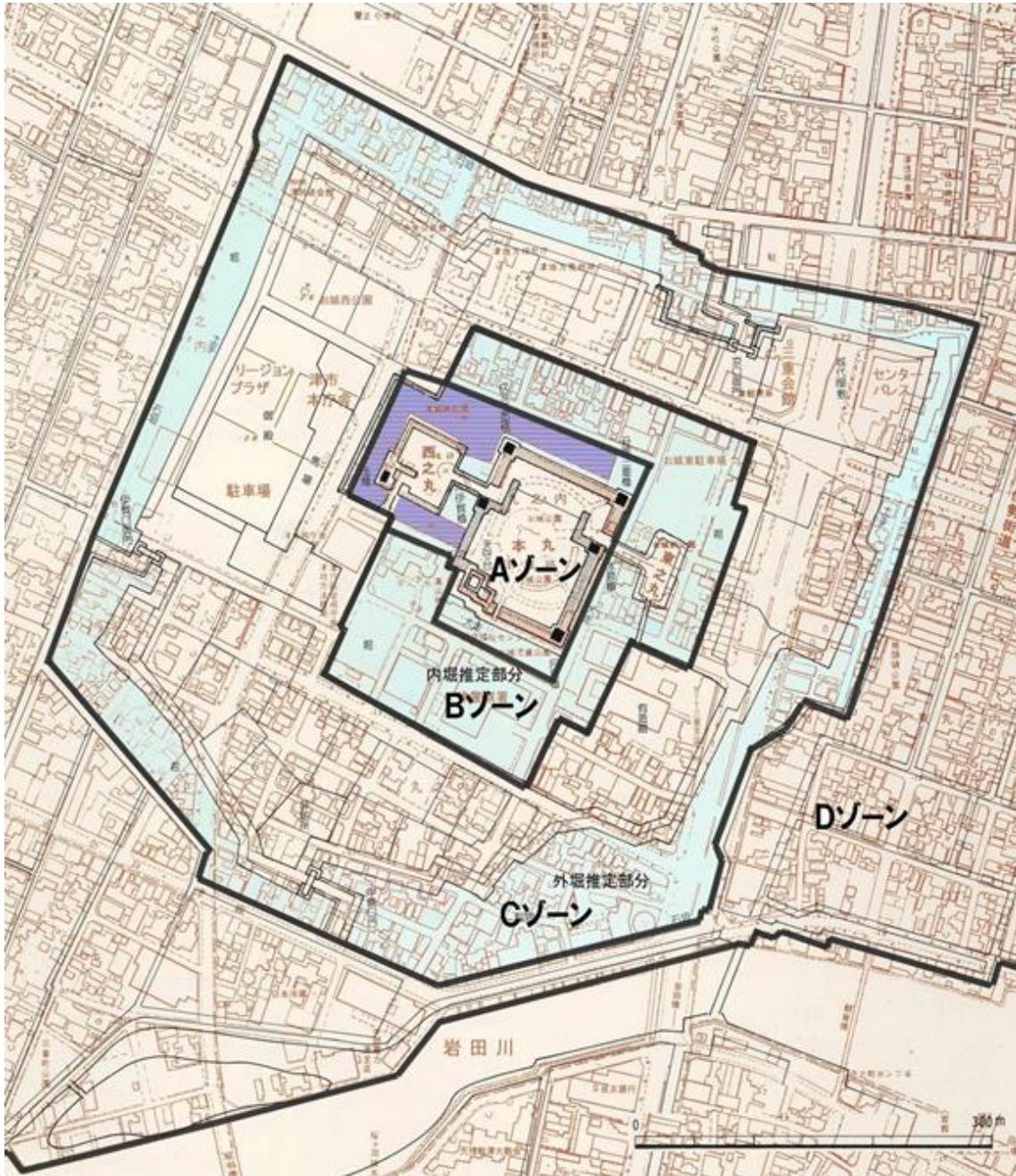
#### ③都市公園としての環境整備

都市公園「お城公園」の区域は史跡指定範囲であるAゾーンと重複することから、保存管理計画を原則として整備を行うとともに、都市公園関連法規及び他計画等の趣旨に基づき、市民にとっての活動の場、快適な憩いの場として引き続き維持管理を行っていく。

また、公園内の樹木と石垣上のマツとは互いに影響を与え合っていることから、存続させるべき樹木の選別を行うなど石垣上の樹木と一体的な管理について検討を行っていく。

#### ④「お城」を活かしたまちづくり

江戸時代には参宮街道とともに津城の城下町として発展してきた大門・丸之内地区の市街地は、昨今の土地の集約や建物の更新により急速に姿が変化しつつある。当該地域は保存活用計画ではB～Dゾーンに含まれる地域であり、再開発の際には地上に顕在しない遺構の存在する可能性を前提に協議を行うとともに、史跡整備を通じて歴史あるまちとしての魅力向上、ひいては中心市街地のにぎわいや人流創出に寄与する整備を検討していく。



【図2】

- 【整備対象範囲】
- ①本丸エリア（本丸広場）
  - ②本丸南石垣前・天守台前エリア（南東広場）
  - ③本丸北側内堀エリア a) 北東広場 b) 北西広場
  - ④駐車場

